

秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十五号

秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金条例の一部を改正する条例

秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金条例(平成五年秋田県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる金額は、予算で定める。

第五条の見出し中「及び使途」を削り、同条第一項中「次に掲げる経費に充てる」を「基金に繰り入れる」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県米穀販売業登録等手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十六号

秋田県米穀販売業登録等手数料徴収条例を廃止する条例

秋田県米穀販売業登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十七号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例(昭和五十八年秋田県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)第一条第一項第二十号に規定する」を削り、「発電用施設周辺地域」の下に「(発電の用に供する施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付けに関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第二十八号

秋田県工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付けに関する条例

(趣旨)

第一条 工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付けについては、この条例の定めるところによる。

(減額譲渡及び減額貸付け)

第二条 知事は、産業の振興及び経済の活性化を図るため必要があると認めるときは、工業団地に工場、試験研究施設等を設置しようとする者に対し、当該工業団地内の土地を時価よりも低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(秋田県内陸工業団地内の普通財産の減額貸付けに関する条例の廃止)

2 秋田県内陸工業団地内の普通財産の減額貸付けに関する条例(平成十一年秋田県条例第三十二号)は、廃止する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「(面積が十ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中「の各号」を削り、「秋田市」の下に「の区域」を加え、「その長。第五条」を「秋田市長。第七条」に改め、同項第二号中「変更」の下に「(以下「宅地の造成等」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

第二条第二項中「前項各号」を「同項各号」に改め、「の各号」を削り、「前項の」を「同項の」に改め、同項第十二号()に次のように加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを超えるもの

第二条第二項第十二号()中「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下であり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

第二条第三項中「又は秋田市の機関()」を「、秋田市又は秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市の機関()」に改め、「の各号」を削り、「同じ」を「国等の機関」というに、「当該国、県又は秋田市」を「国等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 独立行政法人都市再生機構

第二条第三項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第三条中「の各号」を削り、同条第二十号中「又は通信設備」を「若しくは通信設備」に改め、同条第二十五号中「第一種電気通信事業」を「電気通信事業」に改め、同条第二十九号中「供するガス工作物」の下に「(圧縮天然ガスに係るものを除く。)」を加える。

第四条第一項中「の各号」を削り、「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「する」に改め、同項第一号中「及び増築」の下に「については、次に掲げる要件に該当するものであること。」を加え、同号(2)及び()中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号(1)中「こえない」を「超えない」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同号(2)及び(3)中「ただし、」の下に「周辺の」を、「により」の下に「風致の維持に」を加

え、同号(4)中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号(5)中「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「の改築」の下に「については、次に掲げる要件に該当するものであること。」を加え、同号(1)中「こえない」を「超えない」に改め、同号(2)中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第三号中「の移転」の下に「については、次に掲げる要件に該当するものであること。」を加え、同号(1)中「ただし、」の下に「周辺の」を、「により」の下に「風致の維持に」を加え、同号(1)中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(一) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、第一種風致地区にあつては四十パーセント、第二種風致地区にあつては三十パーセント、第三種風致地区にあつては二十パーセント以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(二) 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(三) 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) 高さが三メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

(2) 区域の面積が一ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ知事が指定したものの伐採

(四) 一ヘクタール以下の宅地の造成等で(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第四条第一項第五号(一)から(四)まで以外の部分を次のように改める。

五 木竹の伐採については、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第四条第一項第五号(三)中「前号(1)(2)」を「前号(1)(2)」に改め、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 土石類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(一) 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(二) 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

第四条第一項に次の一号を加える。

九 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たたい}については、堆積^{たたい}を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第四条第二項中「附する」を「付する」に改める。

第十一条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二条第一項」の下に「又は第五条第一項」を加え、同条第二号中「第四条第二項」の下に「(第五条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十四条 第九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九条中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第十条とする。

第六条第一項中「各号の一に」を「いずれかに」に、「附し」を「付し」に改め、同項第二号中「みずから」を「自ら」に改め、同項第三号中「第二条第一項」の下に「又は第五条第一項」を加え、同条第三項中「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なうべき」を「行うべき」に、「行わない」を「行わない」に、「行なう旨」を「行う旨」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査)

第九条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五条第一項中「前条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(許可事項の変更)

第五条 第二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(届出義務)

第六条 第二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年五月十八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする改正規定 平成十六年四月一日

二 第二条第三項第一号の改正規定 平成十六年七月一日

三 第二条第二項第十二号(三)及び第三条第二十五号の改正規定 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 この条例による改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第一項第七号に掲げる行為で、この条例の施行の際に着手しているものについては、同項及び同条第三項後段並びに新条例第三条後段の規定は、適用しない。

3 新条例第四条第一項の規定は、この条例の施行の日以後にされる新条例第二条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされたこの条例による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例第二条第一項の規定による許可の申請(面積が十ヘクタール以上の風致地区における行為に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

4 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十四の項中「及び条例の施行のための規則」を削り、同項口中「又は秋田市」を「、秋田市又はこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市」に改め、同項へを削り、同項ホ中「第六条第三項」を「第八条第三項」に改め、同項ホを同項トとし、同項ニ中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項ニを同項へとし、同項ハの次に次のように加える。

ニ 条例第五条第一項の規定による許可事項の変更の許可

ホ 条例第六条の規定による行為の完了又は廃止の届出の受理

第二条の表十四の項に次のように加える。

チ 条例第九条第一項の規定による立入検査

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第三十号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この条例において「船川港金川多目的広場」とは、船川港の港湾施設のうちスポーツ又はレクリエーションの用に供する施設(マリーナ施設を除く。)をいう。

第三条第一項中「各号」を削り、同項第一号中「マリーナ施設」の下に「及び船川港金川多目的広場」を加え、同号(ハ)を削り、同項に次の一号を加える。

三 船川港金川多目的広場

港湾環境整備施設 球技場

第三条第五項中「各号の一に」を「いずれかに」に改める。

第十四条を第二十三条とする。

第十三条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三条」の下に「(第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第六条」の下に「(第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十二条」を「前条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十二条第一項中「または」を「又は」に、「取消された」を「取り消された」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に、「もしくは」を「若しくは」に、「知事は、」を「知事がその」に、「がその者の責」を「をその者の責め」に改め、同条を第二十一条とし、第十一条の二を第十二条とし、同条の次に次の八条を加える。

(指定管理者)

第十三条 船川港金川多目的広場の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、船川港金川多目的広場の管理を行おうとするものの申請により行う。

3 知事は、前項の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合していると認めるものの中から指定管理者を指定するものとする。

一 職員、収支その他の事項についての船川港金川多目的広場の管理の実施に関する計画が当該管理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。